

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県牛久市女化町四四一番地四、最後の住所茨城県牛久市女化町四四一番地の四

被相続人 亡 桑谷 光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

茨城県つくば市泊崎三三番二 一 会法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高中 学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市粕川町稲里二六六番地、最後の住所群馬県前橋市粕川町稲里二六六番地

被相続人 亡 諸星 敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

群馬県高崎市上中居町一五三六一エターナルタウンA はるな総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川 千晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町上神梅三九六番地、最後の住所群馬県みどり市大間々町上神梅三九六番地

被相続人 亡 野村 明男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

群馬県高崎市あら町二三三ドルチェヴィー

相続財産清算人 弁護士 小和瀬 聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市南町二丁目一八〇二番地、最後の住所群馬県前橋市上増田町一八〇二番地

被相続人 亡 星野 信也

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

群馬県高崎市新保町一六六五番地一 反町ビル二B 相続財産清算人 三本 洋樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市笹井二丁目二三番地、最後の住所埼玉県狭山市笹井二丁目一一番一二四〇一 被相続人 亡 小池 重秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

埼玉県所沢市くすのき台一―二―一内野ビル二階徳永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 徳永翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市笹井二丁目二〇番、最後の住所埼玉県狭山市笹井二丁目二〇番一二号

被相続人 亡 山家幸太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

埼玉県鶴ヶ島市上広谷二―五アメニティパレス二〇一増森法律事務所

相続財産清算人 弁護士 増森俊太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区関原三丁目三三七番地、最後の住所埼玉県草加市柳島町三八六番地二

被相続人 亡 神永 國雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

埼玉県草加市氷川町二―四九番地四エビデンス五〇二号さいたま草加法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内田 一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区花咲町一丁目四九番地、最後の住所東京都品川区南大井二丁目八番六―五〇四号 被相続人 亡 下館 ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

事務所東京都江東区東陽二丁目四番二九号 マルシンビル七〇五号 東葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉野 智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区下馬二丁目二六番、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井三〇七六番地ひのでホーム

被相続人 亡 篠原 澄江

令和八年七月十三日

新潟県上越市本町三丁目二番二四号梶川ビル二階 相続財産清算人 弁護士法人つばき 代表者代表社員 原野 聖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市大字福橋一―〇〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 上野三智世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

新潟県中央区医学町通二番町七四番地 パンビル八〇一―号室

相続財産清算人 弁護士 寺尾 昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市上大久保一六―一九番地四二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 川端 和人

第7期決算公告

令和8年7月13日
東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京倶楽部ビルディング11階
東京倶楽部

Rapyd Japan株式会社
代表取締役 ジョエル・パトリック・ヤブロー

貸借対照表の要旨

(令和7年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資 産	流 動 資 産	2,729
	合 計	2,729
純 資 産 及 負 債	流 動 負 債	5,034
	株 主 本 金	△2,304
	資 本 剰 余 金	100
	利 益 剰 余 金	△2,404
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,404
	計	(69)
合 計		2,729